

功績賞受賞候補者選定手続

(昭和36年4月21日一部追加)	(昭和38年11月22日一部追加)
(昭和46年9月22日一部改正)	(昭和51年10月19日一部改正)
(昭和57年10月25日一部改正)	(昭和59年7月23日一部改正)
(昭和60年10月21日一部改正)	(平成7年1月23日一部改正)
(平成8年4月18日一部改正)	(平成10年9月21日一部改正)
(平成11年9月27日一部改正)	(平成14年10月24日一部改正)
(平成17年5月16日一部改正)	(平成24年4月1日一部改正)
(平成24年7月23日一部改正)	(平成25年12月16日一部改正)
(平成26年9月16日一部改正)	(平成28年9月12日改正)
(平成29年5月17日改正)	

選奨規程第35条による功績賞受賞候補者の選定は、この手続に従って行う。

- 功績賞委員会委員長(以下、委員長と略称する)は、功績賞委員会委員(委員長・副委員長・幹事を含み、以下、委員と略称する)、投票委員及び代議員、各研究専門委員会委員長に対して、推薦候補者5名以内を所定の用紙(別に定める)により毎年10月末締切で記名推薦を依頼する。
- 委員長は、委員会を開催し前項の推薦候補者につき書類の欠落、候補者の重複などを整理し、一次投票候補者を決定し、所定の様式に基づいて受付順により一次投票候補者資料を作成する。なお、委員が推薦候補者に推薦されこれを辞退しない場合は、委員を退任するものとし、それが委員長の場合は副委員長が委員長代行となり、委員長及び副委員長共である場合は幹事が委員長代行となり、委員長・副委員長・幹事共である場合は委員の互選により委員長代行を選出する。また、下記(1)、(2)に該当する者は、推薦がなくとも一次投票候補者に加える。
 - 前年度において会長及び委員であって功績賞推薦候補者に推薦されこれを辞退した者。
 - 前年度に推薦され二次投票候補者に残ったが、最終的に受賞候補者とならなかった者。
- 委員長は、委員及び投票委員に、全一次投票候補者について無記名で功績賞に「ふさわしい」、「わからない」のいずれか一つに投票することを依頼する。
- 委員長は委員会を開催し、つぎの手順により受賞候補者を決定する。
 - 二次投票候補者の決定
以下の条件を満たす者を二次投票候補者とする。
 - 一次投票による「ふさわしい」の得票が投票総数の二分の一を超える者
 - 功績賞委員会において二次投票候補者として残すに値するとされた者
 - 二次投票候補者が5名以内の場合
二次投票候補者として残った候補者全員を受賞候補者とする。
 - 二次投票候補者が6名以上の場合
 - 委員長は、委員及び投票委員に、二次投票候補者のうち5名以内について無記名で順位を付けた投票を依頼する。1位:5点、2位:4点、3位:3点、4位:2点、5位:1点として得点の集計を行い、その得点順に原則として5名を受賞候補者とする。なお、同得点の候補者が複数となり、上位5名を得点結果から確定出来ない場合は、委員会において審議し、5名未満あるいは6名以上となることも許容することとして受賞候補者を決定する。
 - イ号により受賞候補者とならなかった二次投票候補者は、推薦がなくとも次年度の一次投票候補者に加える。
- 委員長は、前項によって決定した受賞候補者の氏名、所属を示した調書を作成して3月下旬までに理事会に諮り承認を得て受賞者を決定する。